

枝幸町行財政改革大綱 実施計画

【後期計画(平成25年度～平成29年度)】



平成25年2月

枝 幸 町

目 次

第1． 実施計画策定の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1． 実施計画策定の趣旨	
2． 後期計画の内容	
(1) 実施項目	
(2) 実施目的	
(3) 実施内容	
(4) 実施目標	
3． 後期計画の期間	
4． 後期計画の推進体制	
(1) 行財政改革推進本部における進行管理	
(2) 行財政改革推進委員会における審議	
(3) 町議会（常任委員会）への報告及び住民への公表	
5． 後期計画の実績検証及び実績報告書	
第2． 行革大綱に対する後期計画の位置づけ・・・・・・・・	2
第3． 後期計画の具体的施策・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1． 健全化に向けた財政運営の推進（No1～No14）	
2． スリムで柔軟性のある行政体制の推進（No15～No22）	
3． 医療・交通体系の整備（No23～No24）	
4． 民間力の推進（No25）	
5． 協働による住民主体のまちづくりの推進（No26～No27）	
6． 職員の意識改革（No28）	
資料・・・・・・・・・・・・・・・・	17

第1. 実施計画策定の基本的な考え方

1. 実施計画策定の趣旨

この実施計画（以下「後期計画」という。）は、平成20年度から平成24年度を計画期間とし策定した実施計画（以下「前期計画」という。）に引き続き、枝幸町行財政改革大綱（以下「行革大綱」という。）に基づく行財政改革の推進に関し、実施すべき改革項目、具体的な改革の内容及び実施目標に関し、必要な事項を定めるものとします。

2. 後期計画の内容

後期計画は、行革大綱の基本理念の達成のため、行革大綱で定める改革の方向性、枝幸町集中改革プランで定める改革事項及び前期計画の実施状況に基づき検討し、実施項目、実施目的、実施内容及び実施目標を記載します。

(1) 実施項目

行革大綱の6つの柱に基づき、具体的な事務又は事業を掲げ、行財政改革を推進します。

(2) 実施目的

なぜ実施するのかなど実施にあたっての背景を明らかにし、推進の軸とします。

(3) 実施内容

実施目的に対する改善及び対策として、実施する内容を具体的にし、行財政効果の実現を図ります。

(4) 実施目標

実施の目標、目指す行財政効果を示します。目標の設定については、毎年度行う実績検証の際に実施状況を検証します。また、当初設定した目標を達成したなど変更する必要がある場合は、行財政改革推進委員会に意見を求め、行財政改革推進本部会議にて決定します。

3. 後期計画の期間

後期計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

4. 後期計画の推進体制

(1) 行財政改革推進本部における進行管理

行財政改革推進本部は、後期計画を着実に実施するため、庁内組織において進行管理し、新たに取組むべき項目等が生じた場合には、後期計画に追加、変更し、その進行管理を行います。

(2) 行財政改革推進委員会における審議

行財政改革推進委員会は、後期計画及びその実施状況について審議し、その意見、助言により行財政改革を推進します。

(3) 町議会（常任委員会）への報告及び住民への公表

後期実施計画及びその実施状況等について、町議会（常任委員会）へ報告するほか町のホームページや広報紙等で公表し、広く意見をいただきながら行財政改革を推進します。

5. 後期計画の実績検証及び実績報告書

後期計画期間の年度毎にその実施実績（効果数値、実施内容及び達成状況）を検証し、実績報告書を作成します。

第2. 行革大綱に対する後期計画の位置づけ

行革大綱における「基本目標」	行革大綱における「改革の方向性」	後期計画における実施項目
1. 健全化に向けた財政運営の推進	安定した財政基盤の確立	①町税等に対する徴収体制の強化
		②各種使用料・手数料等の見直し
		③町有財産の活用と処分
		④事務経費の歳出見直し
		⑤業務委託費の見直し
		⑥各種団体への補助金・負担金の見直し・縮減及び扶助費の見直し
		⑦一部事務組合負担金等の見直し
	事務事業の適正な執行	⑧町施策の見直し
		⑨適切な建設事業の実施
		⑩計画的、効果的な観光行政の推進
		⑪文書管理・財務会計システム等の効果等の検討
		⑫公用車管理の適正化
職員給与の適正化	⑬職員給与の適正化	
	⑭各種審議会等委員報酬の見直し	
2. スリムで柔軟性のある行政体制の推進	職員の定員管理	⑮計画的な定員管理の推進
		⑯時間外勤務の適正化
		⑰臨時職員等雇用のあり方に関する検討
	組織機構の再編	⑱組織機構の再編・出先機関の庁舎等への移転
		⑲グループ制の効果的運用の推進
		⑳職員が行う各種団体事務局業務の見直し
		㉑各種審議会等設置手続きの適正化
		㉒各種審議会等委員定数の見直し
3. 医療・交通体系の整備	病院経営の見直し	㉓医療体制の構築
	交通体系の整備	㉔交通体系の維持・改善
4. 民間活力の推進	-	㉕指定管理者制度の導入推進
5. 協働による住民主体のまちづくりの推進	まちづくり構想の共有	㉖協働の推進
	情報提供の推進	㉗広報媒体の効率的な活用
6. 職員の意識改革	職員研修の充実	㉘テーマ設定による意識改革の推進
	意識改革	

第3. 後期計画の具体的施策

1. 健全化に向けた財政運営の推進

NO	計画項目(実施所管)	実施目的	実施内容	実施目標
1	町税等に対する徴収体制の強化 (税務課)	平成24年度当初における町税等の滞納繰越額については、年々増加し約1億71百万円となっています。税は町にとって大切な自主財源であり、公正かつ公平でなければならないことから、現年度分徴収率の向上と滞納繰越額の減少を目的に、徴収体制を強化します。	徴収体制の強化として、次のとおり実施します。 ・悪質滞納者への法的手段を含めた滞納整理の強化及び滞納者の財産調査による差押の強化 ・納税準備預金口座の開設及び活用並びに口座振替納税の利用促進 ・全事業主への給与からの住民税の特別徴収の実施要請 ・事業主への季節雇用給与所得者の給与からの税額控除・納付の協力要請・実施 ・北海道との共同徴収体制の継続 ・納税貯蓄組合への加入・促進 ・滞納者が関係する事業所等への納税協力依頼 ・悪質滞納者に対する行政サービス制限条例の検討 ・他市町村との共同徴収機関設置の検討	①平成 25 年度の国民健康保険税を含む町税等に関する目標数値 現年度徴収率 98.00% (新町平均 97.81%) 滞納繰越徴収率 13.00% (新町平均 11.64%) ②平成 29 年度の国民健康保険税を含む町税等に関する目標数値 現年度徴収率 98.50% 滞納繰越徴収率 15.00%
2	各種使用料・手数料等の見直し (全課)	今後の財政状況を考慮すると、使用料・手数料等については、行政コストの徹底した削減はもとより、公平性を確保するためにも、受益者負担の原則に基づき、応分の負担を求め、そのうえで行政サービスの充実や施設の維持管理補修、さらには設備の充実を進める必要があります。	経費節減に加え、公共施設のランニングコストや行政サービスの費用便益の検証、分析を踏まえ、段階的に適正な使用料・手数料等の見直しを行います。また、現在の公共施設利用に係る減免規定を見直し、その適用範囲を限定することなどにより一定の使用料を確保します。 【具体的項目】 各種施設使用料等の見直し、減免規定の横断的な見直し、無料で実施しているサービスの受益者負担の検討実施	①全ての使用料・手数料で負担の適正化を検討し、見直しのできないものは、その理由を公表 ②公共施設利用の免除規定については、教育活動や少年団活動に限定し、社会体育及び社会教育活動等の成人利用は「免除」から「減額」への見直し ③使用料無料の施設、手数料無料の行政サービスについては、その形態により有料化を検討

NO	計画項目(実施所管)	実施目的	実施内容	実施目標
3	町有財産の活用と処分 (企画財政課)	町有財産については、将来的な利用計画に基づき、有効活用や処分方法を検討し、売却可能な物件と位置付けたものについては、財政状況の健全化を目的に売却処分等の運用を図ります。	町有財産の将来的な利用状況や活用方法の方向性を検討し、町の公告媒体を活用し、公募等による売却を進めます。 売却物件や価格については、評価や時勢に応じ見直しを図ります。	①旧教員住宅の売却可能物件については、平成29年度までに7棟を売却 ②売却可能な物件のリストを作成
4	事務経費の歳出見直し (全課)	経常的に実施している事務経費や施設管理に係る光熱水費等の節減に加え、さらに踏み込んだ経費削減が必要であり、特に施設の統廃合、地球温暖化対策・省エネを意識した環境施策と連動した取組みを実施する必要があります。	公共施設の統廃合を検討したうえで、今後も利用が見込まれる施設について、室温設定やLED照明使用など施設管理の画一的な基準を設け、光熱水費や燃料費の使用量節減を図ります。加えて情報通信端末等の広報媒体を利用し、ペーパーレス化を推進します。 【具体的項目】 EOSデータ放送・町HP活用による広報紙・お知らせ集の簡略化、公衆浴場サービスの見直し、旅費規定の見直し、老朽化施設の廃止	①老朽化が著しい建物については、廃止を含め代替措置の検討、今後の方向性を周知 ②公共施設の光熱水費や燃料費は、使用量で毎年、基準年を下回るよう省エネ化や節電の実施 ③広報媒体等のペーパーレスを推進し、手数料や用紙購入及び印刷製本費の削減
5	業務委託費の見直し (全課)	業務委託費については、一般会計の経費中、物件費の4割以上を占める経費であり、その見直しについては急務となっています。中でも道路や公園、除雪やゴミ収集に加え、各公共施設の管理経費が多額となっており、その段階的な業務委託の見直し等と並行して指定管理者制度の活用等について、検討を進める必要があります。	道路、公園等の業務委託については、工区内の管理区域等を縮小するなどの見直しを行い、受益者の著しく少ない箇所については委託区域より除外するなど、経費節減に努めます。また、公共施設の管理について、人件費削減や事務効率化の観点から公の施設については指定管理者制度の活用を検討し、また、警備や清掃業務等はその委託内容の見直しを行います。 【具体的項目】 各委託箇所の再点検、各委託内容・各種システム保守内容の見直し	①指定管理者制度の活用は全対象施設において再度検討、移行可能施設は随時、導入を図り、移行不可な施設についてはその理由を公表 ②公共施設の警備業務は、人的管理からセキュリティシステムの導入等を検討、清掃業務は使用頻度の低い箇所の除外等により委託業務を低減 ③道路、公園管理、除雪業務は、管理区域の見直し等により経費の一定の削減

NO	計画項目(実施所管)	実施目的	実施内容	実施目標
6	各種団体への補助金・負担金の見直し・縮減及び扶助費の見直し (町内各種団体所管課)	町内各種団体への活動及び運営費の補助金等については、ここ数年 98 百万円程度とほぼ横ばいで推移しており、負担金についても 16~7 百万円で推移しています。今後も引き続き各団体等の自助・自立した団体運営を促すため、町における補助金等のあるべき姿や位置付けについて検討を行い、見直しを進める必要があります。	毎年度、町内団体への補助金・助成金については補助金等審査委員会、外郭団体等への負担金・会費等については自主的に再点検を行い、町が補助する社会的意義や町が負担する費用と効果の均衡を図ります。また、町の各種団体等に対する運営体制のチェック機能を強化し、コスト削減等や事業内容の周知に努めます。	① 各分野の施策の重点化、効率化を図り、団体補助金等の要求ではシーリング方式の採用を検討します。 ② 町行政の範囲内にあると認められる団体については、町の事業予算の中で直接経費として予算計上のうえコストの削減 ③ 少額や類似目的の補助金等は整理統合、社会的意義や行政効果の小さい補助金等は廃止
7	一部事務組合等負担金の見直し (広域団体所管課)	平成 18 年の合併以降、一部事務組合等の運営費や事業費が、いまだに当町が旧町単位の2町分を負担している団体等があり、今後の普通交付税に係る合併特例の段階的削減や消滅を考慮すると2町分の負担は構成団体間の公平性を欠くものであり、早期の是正が必要です。	2町分の負担を行っている団体等の抽出と調査を行い、普通交付税の合併算定替が段階的に削減される平成 28 年度までに構成団体との協議を進め、均等負担への適正化を図ります。 【具体的項目】 衛生施設組合負担金の見直し、その他2町負担団体の抽出、見直し	① 一部事務組合(南宗谷衛生施設組合)では、平成 28 年度から均等割に係る現行の40%負担が25%負担となるよう、また、各種団体等に係る2町分の負担金も同年度を目途として1町負担分となるよう構成団体間での協議・調整を行います。

NO	計画項目(実施所管)	実施目的	実施内容	実施目標
8	町施策の見直し (全課)	町が独自に実施している単独施策については、一般財源で事業費が賄われている施策が多く、特に社会保障に係る扶助費や生活助成制度の事業費は年々、増加傾向にあります。限りある財源を公平、効率的に運用するため、合併特例の期限後への準備を踏まえ、これらの行政サービスを生活困窮者へ限定するなどの検討・見直しをする必要があります。	町単独施策については、助成対象者等の生活実態等を調査のうえ、実態に即した所得制限を積極的に導入し、助成額の見直しを行うことにより事業費の縮減と事務の効率化を図ります。また、可能なものは助成から減免に制度内容を変更することにより助成に要する事務負担の軽減を図ります。また、前期計画において、敬老福祉年金から長寿祝い金として所得制限を設けるとともに対象年齢の引き上げ等の改正を実施、福祉入浴料助成についても対象年齢の引き上げを行っているが、町単独施策については、助成対象者等の生活実態を再度調査し、実態に即した助成を行う必要があり、受給者が限定される施策については再度検討することとする。 【具体的項目】 表彰制度、納税貯蓄組合補助金、敬老事業等(祝金、記念品)の福祉関係施策、子育て施策、健診業務等の見直し	① 所得制限なしに助成等を行っている事業について抽出、再検討を行い、可能な事業については随時所得制限を設定 ② 受益者の少ない施策については廃止を検討し、また、町が徴収するものを町が助成している制度については、減免制度への変更 ③ 社会情勢に即した助成を検討
9	適切な建設事業の実施 (建設事業実施課)	普通建設事業費については、人口の減少や、合併特例期間の終了などにより地方交付税が今後減額となることを見据えて、必要な社会基盤を確保しつつ町全体の予算規模に見合うよう縮減していく必要があります。	引き続き、3カ年ローリングにおいて優先順位を設定し、予算編成に反映させるなど、限られた事業費の中で適正に建設事業が実施できるよう、財政の健全化とのバランスを図ります。また、常に事業内容の精査・見直しを行うとともに、有利な財源の確保など事業予算の効果的運用に努めます。	① 建設事業などの投資的経費の運用は、各種の財政指標に大きく影響するため、まちづくり計画や中期財政計画に定める財政指標が総体的に達成できるような事業の実施

NO	計画項目(実施所管)	実施目的	実施内容	実施目標
10	計画的、効果的な観光行政の推進 (産業振興課)	新・枝幸町まちづくり計画において「森と海が融合した北の理想郷」を大きな目的として取り組んでおりますが、今後の枝幸町の観光振興のため、具体的な計画をもって、取り組む必要があります。	観光協会が民営化となり、ホームページもリニューアルされた中、インターネットを活用した情報発信が観光客増加につながることから、ホームページを積極的に活用します。また、新たに誕生したマスコット「えさっしー」を多くの人に知ってもらい、枝幸町の顔として定着・活躍させるほか、新規イベントの開催についても、実施に向け取り組みます。課題となっている滞在型観光を目指し、枝幸町独自のオリジナルツアーの企画・実施を進めます。 老朽化施設(案内看板等)の整理を行い、管理の容易な観光客にわかりやすいものにします。	① ホームページにおいて、見る側の人 が常に興味を持つような内容により 情報更新の迅速化 ② 道北及び全道のイベントに積極的に 参加し「えさっしー」をアピール、ゆるキ ャラグランプリ出場を目指す ③ 町内の商工会・飲食店組合等と連 携し、かに料理を中心としたグルメイ ベントの実施、カニの町枝幸町をより アピール ④ 観光協会職員で旅行業管理者(国 家資格)の資格取得し、オリジナルツ アーを実施 ⑤ 施設等で必要のないものは撤去、 必要なものはリニューアルし、最小限 度の案内看板による管理経費の削減 ⑥ 現在実施イベントの充実
11	文書管理・財務会計シ ステム等の効果等の検 討 (各システム導入課)	行政改革を継続する基盤として、適正かつ 透明な内部管理システムの位置付けは重 要であり、効果的な制度運用を通じて、質 の高い行政情報管理と情報共有の取り組 みを進める必要があります。	内部管理システムに関する考え方の共有と技能 向上や維持発展に、責任を持って取り組める職 員を人材育成していきます。また、ペーパーレス 化の推進に努め、個人情報保護に対応した内 部管理システムを充実させ、情報化社会に適 応した維持管理を行っていきます。	① 電子化された情報の管理より、内部 管理事務の簡素・効率化および書 庫スペースの低減 ② 文書管理システムにより歴史的保存 文書の効果的な整理保存と情報公 開に対応した運用 ③ 内部管理システム導入に係る費用 効果の検討・改善による行政事務 の効率化・高度化、正確性の確保

NO	計画項目(実施所管)	実施目的	実施内容	実施目標
12	公用車管理の適正化 (総務課)	将来的な財政状況や公用車の使用形態を見据え、保有台数や老朽化に伴う効率性、また、教育文化振興等のため使用を許可している団体等の使用後の車両状態の確認等が困難な現在の管理体制等を見直す必要があります。	公用車保有台数の適正な管理に努め、更新車両については、低価格、効率性、機能性、安全性を考慮した車両導入を進めます。また、現在の管理運営の方法については、将来の状況を見据えより良い体制づくりを検討します。	①管理・維持経費の抑制 ②よりスムーズな管理体制の構築
13	職員給与の適正化 (総務課)	行財政改革の中で、職員給与(手当等)の削減と併せて、新規採用数の抑制や勧奨退職の推進など職員数の削減により職員給与の抑制を行ってきました。このような中、国や道からの権限移譲などで業務量が年々増加しており、業務や職責に対する職員の意欲の向上を図る必要があったことから、長期にわたって抑制してきた給与の見直しを平成24年度に行ないました。しかし、平成28年度からの合併優遇措置の段階的縮減に対応するため、職員給与に関連する各種計画等の適正な運用を図る必要があります。	平成24年度に諸手当の見直しを行ったことで職員給与額は一端増加しましたが、その後は給与額の減少が続いている人事院勧告の遵守や、枝幸町職員定員管理計画の実施による職員数の減少、時間外勤務の適正による時間外手当の支給額減など様々な手法により、職員給与の適正化を図ります。	①人事院勧告の遵守 ②枝幸町職員定員管理計画の実施(職員数の減少)による職員給与の抑制 ③時間外勤務状況の検討(見直し)による時間外手当支給額の抑制 ④各種手当等の検証

NO	計画項目(実施所管)	実施目的	実施内容	実施目標
14	各種審議会等委員報酬の見直し (総務課・各審議会等所管課)	各種委員の報酬の見直しについては、全国的に様々な議論、検討がされており、特に行政委員報酬の日額制への移行や報酬の額の見直しについては、業務量や職責との合理性、報酬の支給されない委員との整合性を図ったうえでの検討が必要です。	現行制度では年額制や月額制を採用している行政委員について、日額制への移行の可否、会議時間における報酬額、地方自治法第202条の3に規定される附属機関として条例設置の委員会と同規定によらず条例設置ではない会議的位置づけの委員会との報酬について検討を行います。また、日額制以外の報酬委員は会議等への出席や職務の状況について調査し、実態を把握したうえで委員数とともに適正化を図ります。 【具体的項目】 各種行政委員の日額制検討	① 全行政委員の日額制採用を前提として所掌事務や委員の活動形態を再検証し、その結果について公表 ② 日額報酬についても各行政委員の持つ公益的な役割を再点検し、他の委員との整合性や他自治体との比較・検討を行い、合理的な見直し ③ 委員要件として、他の委員の職務として委嘱される委員の報酬、非常勤公務災害加入の見直し

2. スリムで柔軟性のある行政体制の推進

NO	計画項目	実施目的	実施内容	実施目標
15	計画的な定員管理の推進 (総務課)	採用抑制による行政職の年齢別構成の不均衡、また5人以上の職員が毎年度定年退職を迎えるという課題を踏まえ、人件費を抑制するため、必要最小の職員で最大の効果を発揮し、計画的な職員の削減と適正な職員配置を図る必要があります。	策定から4年が過ぎた枝幸町職員定員管理計画(期間:H20~H29)について、町業務内容の現状と将来を見据えながら改訂し、計画に沿った職員数の削減と適正な人事配置を行っていきます。	①平成24年4月1日職員数は276名であり、計画最終年の平成29年度(平成30年3月31日)には20名減の256名とします。 ②社会人枠の採用等を活用し、民間経験の感覚を活かすとともに、行政職の年齢別不均衡の解消を目指します。 ③医療、保健、保育等のサービスを低下させないよう専門職数は現状維持を原則とすることとします。
16	時間外勤務状況の検討 (総務課)	枝幸町職員定員管理計画の推進により職員数が減少している状況の中、住民サービスの向上と業務の効率化を図る観点からグループ制の導入や機構再編を行ってきたところではありますが、恒常的な時間外勤務が行われている実態が多いことから、職員の負担軽減と健康維持を図っていく必要があります。	時間外勤務状況を調査し、恒常的な時間外勤務が行われているグループの時間外勤務の原因を分析し、グループ運用、人員数に関し適切な対応を検討実施します。	①恒常的な時間外勤務の解消 ②毎週1回のノー残業デー等を実施
17	臨時職員等雇用のあり方に関する検討 (総務課)	枝幸町定員管理計画に沿って職員数のスリム化が進む中、突発的な業務や繁忙期などにおける臨時職員等の活用が想定されます。町民の資格を活かした臨時職員の雇用等、勤務内容を整理検討し、合理的かつ適正な組織運用を図る必要があります。	臨時職員等の募集基準、募集の方法、雇用の形態を再度見直し、人材の確保、雇用状況の適正化に関し、検討を行います。また、その業務権限、業務内容に関し、統一的な運用が実施できるよう規定等の整備を実施します。	①臨時職員等の雇用、規定内容の検討 ②事務的臨時職員の業務内容(簡易な起案・起票等の職権)の見直し、規定の整備

NO	計画項目	実施目的	実施内容	実施目標
18	組織機構の再編・出先機関の庁舎等への移転 (総務課・該当課)	合併後6年が経過する中、類似団体の職員数に近づけるべく計画的な職員の削減等、また地方分権の進展及び多様化する住民ニーズに対応できるよう、スリムで機能的な組織を確立する必要があります。	町業務内容の現状と将来を見据えながら、H24に改訂する予定の枝幸町職員定員管理計画(期間:H20~H29)の職員数を念頭に置きながら、課・部局及びグループの統廃合を進めるとともにグループ制の指針に沿った運効果的な運用を行い、併せて町民が複数の関連する事務をできるだけ1か所でできるよう出先機関の庁舎等移転や施設の統廃合についても検討します。	①平成29年度 平成24年度(課・部局数14・グループ等43)に対し、10%減(課・部局数12、グループ等40) ※国保病院の医療職部門除く。 ②庁舎スペースや複数ある類似施設の状況を検討し、分散している部署で可能なものについて移転、統廃合を実施 ③未利用となる施設がある場合は、有効利用を図るよう検討
19	グループ制の効果的運用の推進 (総務課)	平成22年度からグループ制の運用を開始し、平成23年度に策定したグループ制の運用指針により全庁的な共通認識を構築しました。今後、更なるグループ制の導入効果を発揮し、人事評価制度と合わせた形で、様々な状況に対応できる能率的組織運用を推進するため、常に状態把握に努め、改善を図っていく必要があります。	各グループリーダーへの記名アンケートを実施し、現状の運用の問題点や優良な実用事例の把握、グループ内の意思統一を図るグループミーティング等の推進やその実施方法など改善の必要に応じ、運用指針の見直しを行います。また、人事評価制度の本格実施に向け、検討・試行を実施し、業務遂行に関する職員意識の向上を図ります。	①年1回のグループリーダーアンケートの実施、グループ制運用指針の見直し ②人事評価制度の実態に合った運用の検討 ③人事評価制度の試行
20	職員が行う各種団体事務局業務の見直し (総務課・該当課)	サークル、ボランティア団体等が公共の福祉を実現するための自主性を持ち多種多様な活動を行っていますが、一部において、事務局業務を職員が行っている状況にあり、公平公正性をもった本来の行政業務の推進を図る必要があります。	各団体事務局が事務を行える環境を検討、設置し、慣例により町の関係所管課等において、事務局業務を行っているものを各団体の自主性、各団体間の公平性を尊重し、移管する。	①平成25年度にて各団体事務局が事務を行える環境の検討 ②平成26年度にて各団体事務局が事務を行える環境の設置 ③以降、事務局の移管

NO	計画項目	実施目的	実施内容	実施目標
21	各種審議会等設置手続きの適正化 (総務課・各審議会等所管課)	地方自治法第202条の3に規定される附属機関として条例設置が必要なものと規則、要綱にて設置されている附属機関の類似のものが存在し、条例設置が必要な附属機関の委員に対しては、地方自治法上、報酬の支払い義務が規定されています。その他の委員報酬について、報酬額は概ね附属機関の委員の額を準用していることから、審議会等の位置づけを明確にする必要があります。	附属機関として設置するものは、条例規定するものとし、規則、要綱にて規定するものは附属機関としてではなく、別の位置づけとして運用を見直します。	① 附属機関としての設置が必要なもの検討 ② その他のものに対する設置の指針を検討・策定 ③ その他のもの報酬的支払のあり方の見直し
22	各種審議会等委員定数の見直し (総務課・各審議会等所管課)	各種審議会等の委員の必要数は、その設置趣旨により異なりますが、現状において標準的基準がなく、今後、必要限度の委員数の設定による効果的な運用を行うことを目的とし、併せて委員報酬の縮減を図ります。	他自治体の状況と枝幸町の状況を分析し、委員定数の考え方を検討、整理の上、委員の定数規定を随時見直していきます。	① 委員定数に関する標準的定数基準を作成 ② 委員任期、委員構成に関する考え方の整理 ③ 上記整理を踏まえ、各設置規定の改正、運用

3. 医療・交通体系の整備

NO	計画項目	実施目的	実施内容	実施目標
23	医療体制の構築 (国保病院)	町内唯一の病院として一次医療体制を確保し、更に二次救急医療機関との連携ネットワーク基盤を整備し、道北北部圏域内における高度医療提供体制づくりを推進していくために医療職員の充実及び医療のIT化を図る必要があります。	常勤医師(外科医、内科医等)の確保に最優先で取り組むとともに、更に看護師、医療技術者の確保と合わせて安定した医療体制の構築に努めます。また、士別市以北の道北北部の医療機関と連携して各病院間情報通信ネットワークを整備し、診療・画像情報の共有化、遠隔診断サポートを推進し、無駄のない、スピード感のある新しい二次救急医療の体制づくりをめざし、町民への安全・安心、並びに質の高い医療の提供に努めていきます。	① 外科・内科医等の常勤医師の確保 ② 看護師、医療技術者の確保 ③ 電子カルテの導入 ④ 道北北部連携ネットワークシステム整備事業の実施(名寄市・士別市・稚内市・枝幸町の四公立病院)
24	交通体系の維持・改善 (企画財政課・総合支所)	交通体系の整備については、新・枝幸町まちづくり計画においても大きな課題として位置づけられ、地域に合った交通手段の構築に向けた取り組みを進めてきました。一方、既存の路線バスや都市間バスは、通勤・通学、買物、通院などの重要な交通手段であることから、地域の実情に合致した交通手段の構築に取り組む必要があります。	平成23年4月から歌登地域において、新たな体系による地域生活支援交通の運行を開始しています。今後は、必要に応じて運行形態の見直しを図っていきます。また、路線バスや都市間バスについては、バス事業者と協力しながら、公共交通機関としての路線機能維持・確保に努める必要があります。	① 地域生活支援交通について、利用実績や利用者の意見等をもとに、運行便数や発着時刻など、適切な改正 ② 路線バスや都市間バスについて、乗車率の向上や利用者の利便性を高めるための取り組みに努めるとともに、路線維持のためバス事業者への適正な助成

4. 民間力の推進

NO	計画項目	実施目的	実施内容	実施目標
25	指定管理者制度の導入推進 (該当課)	<p>行財政改革により職員数や財政規模のスリム化を進める中で、必要な行政サービスを低下させないために指定管理者制度や民間委託が重要な方策の一つとなっています。特に指定管理者制度については、公の施設の管理運営を株式会社やNPO 法人等の民間事業者も担えることから、民間事業者のノウハウ等を発揮した管理運営が期待できます。枝幸町の状況に合った民間活力の活用形態を確立し、効率的で効果的な行政運営を行う必要があります。</p>	<p>現在、職員が行っている業務において、職員数や人件費、委託費などの内容を十分に精査・検証し、費用対効果の向上や民間雇用の確保、更に行政サービスを効率的に提供できると判断された場合は、業務委託へ移行します。</p> <p>また、公の施設の管理運営において、施設の現状を把握し、運営費用や人件費、維持補修費までを含めた経費や民間事業者のノウハウ等に関して、指定管理者制度の導入効果が認められる場合は、指定管理者制度を積極的に導入します。</p> <p>【指定管理者制度の導入対象施設】 総合体育館(研修施設・プール)、屋内多目的グラウンド、町営枝幸球場・町営枝幸サブ球場、北幸公園テニスコート、北幸公園自由広場、三笠山スキー場、B&G海洋センター、屋内グラウンド、町営歌登球場、町営歌登サブ球場、中央コミュニティセンター、保健福祉センター</p>	①現状把握、移行・導入効果の検討 ②移行・導入の準備 ③移行の実施

5. 協働による住民主体のまちづくりの推進

NO	計画項目	実施目的	実施内容	実施目標
26	協働の推進 (総務課)	協働の推進は、地域、町民、民間の自主的な活動を促進すると共に、それらの成果を自治体運営に最大限に生かしていく取り組みです。安心、安全な地域づくりは最も重要課題の一つであり、地域住民組織である自治会町内会と自助・共助の観点に立ち、進めていくことが求められます。	安心安全な地域づくりとして、自治会町内会のリーダー等による「北海道地域防災マスター」認定者の育成を図るほか、町内在宅の要援護者支援体制を確立します。また、自治会町内会が主体となった自主防災組織の育成と強化、有事の際の迅速な対応を町全体で図っていきます。コミュニティ施策については、自治会町内会活動への助成金等の継続実施及び内容の精査を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ①「北海道防災マスター」の認定者を各自治会組織に1名以上育成 ②自治会町内会等と協働して地域にいる要援護者を支援する体制を構築(システム化) ③自主防災組織の設立へ向けた支援体制(勉強会の実施や資料提供)を強化 ④自治会町内会への助成金の適正化(補助金審査委員会等活用)
27	広報媒体の効率的な活用 (総務課)	住民参加の行政運営には情報の共有化が不可欠であるため、住民への情報提供については、昨今の住民のライフスタイルや価値観の多様化を踏まえ、各種広報媒体の有効活用を図り、住民の立場に立ったきめ細かな情報提供を推進します。	ケーブルテレビを活用した自主放送やデータ放送、音声告知端末による放送、町広報紙の発行、ホームページの運営及びまちづくり懇談会等の特性と住民ニーズを勘案した広報活動を、適切かつ一体的に展開して情報格差の解消に努め、迅速でわかりやすい情報提供に努めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ①政策説明、制度の変更、公表事項等、広く住民に周知できるよう各広報媒体を充実 ②住民が必要としている情報を把握するため、アンケート調査等を実施、その結果を今後の広報活動に活用

6. 職員の意識改革

NO	計画項目	実施目的	実施内容	実施目標
28	テーマ設定による意識改革の推進 (総務課)	自治体及び職員に対しての住民の要望は、これまでも増して多様化、高度化しており、それらに応えるため、また、効果的な行財政改革を推進するために、従来の公務員像を払しょくするような職員の資質の向上及び意識改革が求められています。	住民及び時代のニーズに対応できる職員を育成するためには何が必要なかを捉えながら、住民目線に立った職務及び経費削減等行財政改革に関する意識改革を推進するよう様々なテーマを設定し、職員研修や情報提供等を行います。	① 次の項目を主題とした職員の意識改革に係る研修を年1回以上実施、関連する情報提供を随時提供 ・住民目線に立った職務 ・経費削減 ・業務効率 ・コミュニケーション(職員間・住民等) ・公務員コンプライアンス ※上記のほか、意識改革に係るテーマがあれば、研修及び情報提供を行う。

